平成 29 年 6 月 16 日

大和証券投資信託委託株式会社金融商品取引業者関東財務局長(金商)第352号加入協会一般社団法人投資信託協会一般社団法人日本投資顧問業協会

四国アライアンス 地域創生ファンド (年1回決算型)

(愛称:四国の未来(年1回))



当社は、平成 29 年 7 月 28 日に四国アライアンス 地域創生ファンド(年 1 回決算型)(愛称:四国の未来(年 1 回))の設定と運用開始を予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。





→ 大和投資信託からのメッセージ ≫



私どもは、四国を中心に活躍する企業をはじめ、地方創生に資する企業と海外の債券 に投資する、ファンドを提供させていただくことといたしました。

投資を通じて四国を含む地域の活性化を応援し地域の成長を享受しながら、海外の 債券を組み合わせて投資することで安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を めざします。

長期投資をお考えのお客さまに当ファンドの購入をご検討いただきたいと存じます。

お手持ちの資金を預貯金のほか、さまざまな資産に投資することをお考えのお客さまや、 将来に備えた資産づくりのために積立投資などをお考えのお客さまの運用商品のひとつ としてふさわしいと考えております。

私どもの商品が、お客さまの資産運用、資産形成の一助となれば幸いです。

なお、最終的な商品の選択・購入にあたりましては、お客さまご自身でご判断ください ますようお願いいたします。

記

1. ファンドの目的

わが国の株式および海外の債券に投資し、信託財産の着実な成長 と安定した収益の確保をめざします。

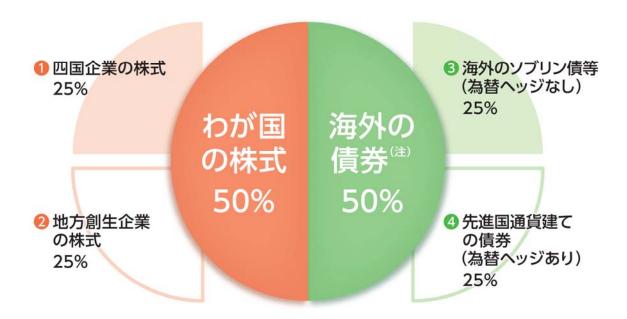


2. ファンドの特色



四国企業および地方創生企業の株式ならびに海外の債券に投資します。

●各資産について、下記の組入比率を目処に投資します。



(注) ④先進国通貨建ての債券においては、円建ての債券に投資する場合があります。

※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。



[各資産の投資方針]

●四国企業の株式

四国企業の株式とは

四国企業

四国内企業

四国内に本社または これに準ずるものを 置いている企業

(金融業を除きます。)

進出企業

四国に進出し雇用を 創出している企業 (金融業を除きます。)

- 時価総額や四国との関連度を考慮し銘柄、投資比率を決定
- ・市場流動性および投資リスク等を考慮

四国企業の 株式ポートフォリオ

※「四国企業の株式」部分の運用は四国応援マザーファンドを通じて行ないます。当部分の運用について、くわしくは、 「投資対象ファンドの概要 四国応援マザーファンド」をご参照下さい。

2 地方創生企業の株式

地方創生企業の株式とは

地方創生企業

地方創生に貢献する、または地方創生から恩恵を受けると考えられる企業

(金融業を除きます。)

- 成長性やバリュエーションを考慮し投資魅力の高い銘柄を選定
- 個別銘柄の流動性、株価水準等を考慮

地方創生企業の 株式ポートフォリオ

※「地方創生企業の株式」部分の運用は地方創生ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)を通じて行ないます。 当部分の運用について、くわしくは、「投資対象ファンドの概要 地方創生ファンド(FOFs用)(適格機関投資家 専用)」をご参照下さい。



海外のソブリン債等(為替ヘッジなし)

「海外のソブリン債等(為替ヘッジなし)」部分の運用にあたっては、海外のソブリン債等(国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など)に投資します。

- ドル通貨圏、欧州通貨圏の2通貨圏への投資割合を50%程度ずつとすることを基本とします。(ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします。)
- ●国債の格付けは、取得時においてA格相当以上(ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上)、国債以外の格付けは、取得時においてAA格相当以上(ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上)とすることを基本とします。
- ポートフォリオの修正デュレーションは5(年)程度から10(年)程度の範囲を基本とします。
- 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建ての国債先物取引等を利用することがあります。

為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

※「海外のソブリン債等(為替ヘッジなし)」部分の運用はダイワ・外債ソブリン・マザーファンドを通じて行ないます。 当部分の運用について、くわしくは、「投資対象ファンドの概要 ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド」をご参照下さい。

4 先進国通貨建ての債券(為替ヘッジあり)

「先進国通貨建ての債券(為替ヘッジあり)」部分の運用にあたっては、先進国通貨建て債券 に投資します。

- 先進国通貨とはシティ世界国債インデックスの構成通貨をいいます。
- 組入れる債券(国債を除きます。)の格付けは、取得時においてBBB格相当以上(R&I、JCR、S&P、フィッチのいずれかでBBB-以上またはムーディーズでBaa3以上)とします。
- 運用の効率化を図るために、債券先物取引等を利用することがあります。

為替変動リスクを低減するための為替ヘッジを行ないます。

※「先進国通貨建ての債券(為替ヘッジあり)」部分の運用はネオ・ヘッジ付債券マザーファンドを通じて行ないます。 当部分の運用について、くわしくは、「投資対象ファンドの概要 ネオ・ヘッジ付債券マザーファンド」をご参照 下さい。

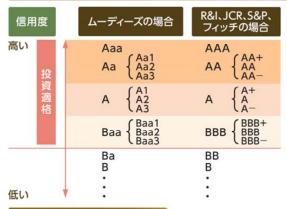
シティ世界国債インデックスについて

シティ世界国債インデックスはCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。



[ご参考]

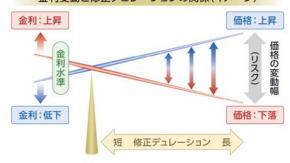
債券の格付けについて



債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ(Moody's)、格付投資情報センター(R&I)、日本格付研究所(JCR)、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)、フィッチ・レーティングス(Fitch)などといった格付会社が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

修正デュレーションについて

金利変動と修正デュレーションの関係(イメージ)



- 修正デュレーションとは、「金利が変動したときに 債券価格がどのくらい変化するか」を示す指標です。
- 修正デュレーションが長いほど、金利が変動した ときの債券価格の変動(ブレ幅)が大きくなります。

ファンドの仕組み

- ●当ファンドは、以下の4本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- ●投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、四国企業の株式、地方創生企業の株式、海外のソブリン債等および先進国通貨建て債券に投資します。



※投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

●当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。





毎年4月10日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

※第1計算期間は、平成30年4月10日(休業日の場合翌営業日)までとします。

[分配方針]

- 1 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- 2 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。



3. 投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。 したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因



株価の変動 (価格変動リスク・) 信用リスク・

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。 発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることも あります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、 投資元本を割込むことがあります。

当ファンドは、時価総額が小さい企業の株式に投資することがあります。時価総額が小さい企業の株式については、株式市場全体の動きと比較して株価が大きく変動する リスクがあり、当ファンドの基準価額に影響する可能性があります。



公社債の価格変動 (価格変動リスク・) 信用リスク 公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。



為替変動リスク

外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替 レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レート が円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込む ことがあります。

ファンドの特色1.③の外貨建て資産については、為替変動リスクを回避するための 為替ヘッジは原則として行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の 影響を直接受けます。

ファンドの特色1. ④の外貨建ての資産については、為替変動リスクの低減のために、 為替ヘッジを行ないます。ただし、影響をすべて排除できるわけではありません。為替 ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差 相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。



-Press Release ----

カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、 または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落 したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては 市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、 基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



4. ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費 用 の 内 容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 〈上限〉3.24%(税抜3.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

		料率等	費用の内容
運用管理費用(信託報酬)		年率0.9774% (税抜0.905%)	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して 左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期間 の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末 または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
配分	委託会社	年率0.375%	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。
(税抜)	販売会社	年率0.50%	運用報告書等各種書類の送付、□座内でのファンドの管理、購入後 の情報提供等の対価です。
	受託会社	年率0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
投資対象とする 投資信託証券		年率0.5724% (税抜0.53%)	投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。
実質的に負担する 運 用 管 理 費 用		年率1.1205%(税込)程度(実際の組入状況により変動します。)	
その他の費用・		(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

⁽注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。



⁽注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。 ※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

[※]手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

-Press Release ----

5. ご参考

◆ 販売会社:いよぎん証券、阿波銀行、伊予銀行、四国銀行、百十四銀行

購入時	購入単位	最低単位を1円単位または1□単位として販売会社が定める単位
	購入価額	① 当初申込期間 1万口当たり1万円 ② 継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

換金時	換金単位	最低単位を1□単位として販売会社が定める単位
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
	換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

申込について	申込受付中止日	ロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、シカゴ商品取引所における米国債先物取引、 ユーレックス・ドイツにおけるドイツ国債先物取引またはロンドン国際金融先物 取引所(LIFFE)におけるイギリス国債先物取引のいずれかの休業日 (注)申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
	申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
	購入の申込期間	① 当初申込期間 平成29年7月3日から平成29年7月27日まで ② 継続申込期間 平成29年7月28日から平成30年7月3日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
	当初募集額	200億円を上限とします。
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
	購入・換金申込 受 付 の 中 止 および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。



-Press Release ----

	信託期間	平成39年4月9日まで(平成29年7月28日当初設定) 受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
	繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決 算 日	毎年4月10日(休業日の場合翌営業日) (注)第1計算期間は、平成30年4月10日(休業日の場合翌営業日)までとします。
	収 益 分 配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。 なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
その他	信託金の限度額	1,000億円
	公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ [http://www.daiwa-am.co.jp/] に掲載します。
	運用報告書	毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所 にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。なお、 当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※平成29年4月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

◆ 受託会社:三井住友信託銀行

6. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書(交付目論見書)」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上

